

横浜市記者発表概要

平成31年1月10日
教育委員会事務局
教職員人事部 教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	中学校
被 処 分 者	教諭（男性・20歳代）
処 分 日	平成31年1月10日（木）
処 分 内 容	免職（退職手当全額不支給）
概 要	当該教諭は、勤務校に在籍していた女子生徒と、卒業式後間もなく通信アプリのアドレスを交換し連絡を取り合うようになり、平成29年4月に、18歳未満の当該女子生徒と2度にわたりみだらな行為に及んだ。

2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。
当該教諭の行為は、教員としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。
本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先
教職員人事部教職員人事課 Tel 045-671-3244